

令和2年度食の安全・安心確保のための監視指導計画(案)に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 令和2年2月13日(木)から3月13日(金)
 2 意見募集計画 (1) 令和2年度三重県食品監視指導計画
 (2) 令和2年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画
 3 お寄せいただいたご意見等 5件

(1) 令和2年度三重県食品監視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方

整理番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	担当課
1	II 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 2 食品等の試験検査等に関する事項	FTAやTPPの発効に伴い、今後さらに輸入食品の流通が増加する傾向にあります。食の安全を確保するため、三重県内に流通している輸入食品の収去検査も強めてほしいと考えます。また、輸入食品の安全性確保にむけた取り組みが強化されるよう要望します。	輸入食品については、国が「輸入食品監視指導計画」を定め、検疫所において約20万件(平成30年度)の検査を行うなど、安全性確保の取組みが行われています。本県でも、輸入食品を対象とした収去検査を実施しております。ご意見を参考に、今後も社会情勢や地域の実情等を踏まえた効果的な収去検査の実施に取り組んでいきます。 なお、収去検査により輸入食品の違反を発見した際には、国及び輸入者を所管する自治体に速やかに連絡し、連携して対応することとしています。 また、例年、近隣の自治体や検疫所と輸入食品の衛生対策を趣旨とした連絡会議を行っており、今後もこのような機会を積極的に活用し、輸入食品の安全性確保に取り組んでいきます。	食品安全課
2	II 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 4 食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項	三重県感染症発生動向調査では、2020年第3週における感染症胃腸炎の患者は、県内定点医療機関あたりの週間患者数が444人、市内定点医療機関あたりの週間患者数は2.71人とあります。ノロウイルスをはじめとした食中毒は、施設に止まらず家庭内などで発生することも多いと予測されます。食中毒発生状況などの迅速な公表と、事業者及び消費者への注意喚起や啓発、学習などを強化していただくよう要望します。	ノロウイルス等の食中毒の発生防止には、飲食店等の食品営業施設のみならず、家庭においても適切な手洗いや十分な加熱等を行うことが重要と考えています。今後とも食中毒の発生防止のため、事業者に対し監視や講習会等を通じて周知・指導していくとともに、関係団体と連携して消費者への啓発等を行ってまいります。 なお、食中毒発生時は、危害拡大防止のため、引き続き、速やかな公表に努めます。	食品安全課
3	III 安全な食肉の供給に関する取組	猪や鹿といった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加しています。 野生鳥獣の処理については、牛や豚等の家畜の処理と異なり「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」が策定されています。消費者が安心して利用できるようマニュアルに基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてほしいと考えます。 また、県内産ジビエに関する食の安全について消費者への情報提供をすすめていただけるよう要望します。	野生鳥獣肉はE型肝炎ウイルスや寄生虫による食中毒のリスクがあることや、疾病の排除など野生鳥獣独自の衛生管理が求められることから、野生鳥獣を取り扱う施設に対しては、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」を活用し指導等を行っているところです。引き続き、適切な監視指導を行い、関係各課と連携しながら安全な野生鳥獣肉の供給に取り組むとともに、消費者への周知を図ります。 また、みえジビエフードシステム登録制度に登録されている事業者や人材等に対しては、研修会の場や通知文書等で衛生・品質管理に関する注意喚起を行うとともに、各現場への巡回時における監視、指導を進めていきます。	食品安全課 フードイノベーション課
4	IV 自主管理の促進に関する取組	令和3年6月、HACCPに沿った衛生管理が適用されます。引き続き、事業者に対して円滑な導入がすすむよう丁寧な支援をお願いします。 特に、小規模事業者には「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」について、丁寧な説明と実情に合わせた支援をお願いします。また、消費者への周知、理解がすすむよう広報や啓発を強めてほしいと考えます。	食品衛生法改正に伴う「HACCPに沿った衛生管理」の制度化に向けて、令和元年度より小規模事業者を中心に、県内各保健所で説明会を開催するなどし、重点的に導入支援を行っているところです。 引き続き、「HACCPに沿った衛生管理」について、丁寧かつ効果的な導入支援に努めるとともに、ホームページ等を通して消費者への情報提供を行ってまいります。	食品安全課
5	V 食品の適正表示に関する取組	農林水産物の生産段階に近い朝市や青空市では、生鮮品のみならず、米飯・和洋菓子などの加工食品の品揃えも増えており監視の継続と強化を要望します。また、販売場所も道の駅や直売所、スーパーマーケットなど店内での販売に変わりつつあります。 アレルギー等のリスクもあることから、消費者は正確な食品表示を求めています。生産者や販売者、生産段階に近い食品製造者に対して食品表示に係る監視や指導の強化と、啓発、学習をすすめていただけるよう要望します。	農林水産物の生産者や販売者、生産段階に近い加工食品製造者に対して、食品表示法に基づく適正な表示がなされるよう、監視指導およびパンフレットや講習会等による普及啓発を行います。 また、ご意見を参考に、多様化した食品や販売形態にも対応した監視指導を実施し、消費者の皆様へ正確な食品表示がなされるよう努めます。	食品安全課

(2) 令和2年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方
意見なし